



健が発 1130 第 1 号
平成 28 年 11 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局がん・疾病対策課長
（ 公 印 省 略 ）

市町村におけるがん検診の受診率の算定方法について

がん対策の推進につきまして、日頃より御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、がん検診の受診率向上については、平成 27 年 12 月に策定したがん対策加速化プランにおいて、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）の規定に基づく健康増進事業として市町村（特別区を含む。以下同じ。）が実施するがん検診について、市町村が全国での位置づけを確認し施策に役立てるため、市町村の受診率等を比較可能な形で公表することとしています。

このため、「がん検診受診率等に関するワーキンググループ」において、市町村間で比較可能ながん検診受診率算定方法について議論を行った結果、

- ・地域保健・健康増進事業報告における受診率の対象者は、本来住民全体であるが、自治体が独自に設定している場合があり、これを住民全体に統一すべきである。
- ・市町村がん検診の受診状況を比較するための指標は、「国民健康保険の被保険者数」を分母とし、「国民健康保険の被保険者のうち市町村事業におけるがん検診を受診した者」を分子とした値とすることが現時点においては妥当である。

との意見が取りまとめられました。

これを踏まえ、今後の地域保健・健康増進事業報告における対象者及び報告事項につきまして、下記のとおりと致しますので、貴管内市町村に対して周知及び適切な助言等行っていただきますよう御協力お願い致します。

記

1. 平成 28 年度以降の地域保健・健康増進事業報告におけるがん検診受診率の対象者については、市町村の住民全体とすること。
2. 平成 30 年度以降の地域保健・健康増進事業報告におけるがん検診の対象者については、対象者となる住民全体のうち国民健康保険の被保険者の数を併せて報告し、がん検診の受診者については、受診者のうち国民健康保険の被保険者の数を併せて報告すること。